

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月25日提出

岩倉市長 久保田桂朗

専決第2号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定した。

令和2年8月31日専決

岩倉市長 久保田桂朗

内 容		相手方	損害賠償の額
場 所	概 要		
岩倉市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	<p>相手方所有地の接道要件を満たすため、市有地の一部を払下げする前提で相手方負担により当該市有地を2筆に分筆した。</p> <p>その後、当該市有地の隣接土地（相手方所有地）の寄附採納により、他の複数の物件についても接道要件が満たされることになるため、市は方針を変更した。</p> <p>結果として、相手方が負担した分筆費用について、相手方より国家賠償法の規定に基づき損害額を請求された。</p>	岩倉市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	393,000 円